

## 変更届一覧（店舗販売業）

### ※添付書類の省略

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による他の申請等で久留米市保健所へ既に提出しているものについては、その旨を備考欄に記載することで、省略することができる。ただし、資格を証する書類の省略は不可。

【記載例】久留米 太郎の使用関係証明書は元号〇年〇月〇日に〇〇薬店（許可番号〇〇）変更届により提出済みのため、省略します。

店舗販売業 <u>事前の届出</u>		
変更の届出事項		添付書類
1	店舗の名称	特になし（許可証書換え交付申請が可能）
2	相談時及び緊急時の電話番号、その他連絡先	特になし
3	特定販売の実施の有無	<p>新たに特定販売を行う場合、以下の内容を記載した書類（特定販売に関する変更届の別紙）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定販売を行う際に使用する通信手段</li> <li>・ 特定販売を行う医薬品の区分</li> <li>・ 特定販売を行う時間</li> <li>・ 特定販売のみを行う時間がある場合は、その時間</li> <li>・ 特定販売を行うことの広告に、薬局の名称と異なる名称を表示するときは、その名称</li> <li>・ 特定販売を行うことについて、インターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス及び主たるホームページの概要</li> <li>・ 特定販売のみを行う時間がある場合は、特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要</li> </ul>
4	<p>特定販売のみ特定販売に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定販売を行う際に使用する通信手段</li> <li>・ 特定販売を行う医薬品の区分</li> <li>・ 特定販売を行う時間を行う時間</li> <li>・ 特定販売を行うことの広告に、薬局の名称と異なる名称を表示するときの名称</li> <li>・ 特定販売を行うことについて、インターネットを利用して広告をするときの主たるホームページアドレス及び主たるホームページの概要</li> <li>・ 特定販売のみを行う時間がある場合の特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要</li> </ul>	特になし

店舗販売業 変更後 30 日以内（事後）の届出

変更の届出事項		添付書類	
1	開設者	氏名変更(個人)の場合	・ 戸籍抄(謄)本又は戸籍事項証明書
		住所変更(個人)の場合	特になし
		名称・住所の変更(法人)の場合	・ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
		※氏名・名称変更の場合、許可証書換え交付申請が可能。	
2	管理者	変更の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更届書別紙</li> <li>・ 雇用契約書の写し又は使用関係証明書(法人役員の場合不要)</li> <li>・ 業務・実務従事証明書もしくは業務・実務確認書</li> <li>・ 業務・実務従事経験の証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるもの</li> </ul> ※資格を証する書類(薬剤師免許証、販売従事登録証)については、保健所で <b>原本照合</b> します。
		氏名変更の場合	・ 戸籍抄(謄)本又は書換え後の資格を証する書類(薬剤師免許証、販売従事登録証)の写しなど
		住所変更の場合	特になし
		週当たり勤務時間数変更の場合	特になし
3	その他従事者	追加の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更届書別紙</li> <li>・ 雇用契約書の写し又は使用関係証明書(法人役員の場合不要)</li> </ul> ※資格を証する書類(薬剤師免許証、販売従事登録証)については、保健所で免許証等 <b>原本照合</b> します。(開設者が原本照合した免許証等の写しの提出でも可)
		削除の場合	特になし
		氏名変更の場合	・ 戸籍抄(謄)本又は書換え後の資格を証する書類(薬剤師免許証、販売従事登録証)の写し等
		週当たり勤務時間数変更の場合	特になし
4	店舗の住居表示(行政区画整理に伴う地番変更、ビル名称変更等)	特になし(許可証書換え交付申請が可能)	
5	責任役員 (開設者が法人の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</li> <li>・ 申請者(法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書</li> <li>・ 責任役員に関する変更届の別紙</li> </ul>	
6	構造設備(情報提供場所も含む)	変更前、変更後の平面図	
7	兼営事業の種類	特になし	
8	店舗において販売、授与する医薬品の区分(特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く)	特になし	
9	通常の営業日及び営業時間	特になし	